平成２４年（フ）第３９８号
埼玉県所沢市小手指町１丁目43番地の３
ジェイパレス小手指301
債務者　佐藤　　薫（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４１１号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区４棟204号
債務者　神田　節子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４３３号
埼玉県川越市岸町３丁目12番地１　クリスタルパレス川越203号室
債務者　鈴木　三郎
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９２号
愛知県一宮市瀬部字中島74番地３
債務者　小川　博史
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４７号
岡山県倉敷市徳芳383番地８　アレッタワン４号
債務者　山本　育司
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
青森県三沢市大町１丁目７番14号　大町アパート２―１号
債務者　中野渡大介
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１５７号
群馬県高崎市浜川町229番地９
債務者　米持　茂治
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５８号
群馬県高崎市浜川町229番地９
債務者　米持江美子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６２号
群馬県安中市原市1953番地３
債務者　高橋　里美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８７７号
さいたま市中央区鈴谷７丁目６番２―1202号
債務者　和久冨士夫こと　和久富士夫
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
埼玉県春日部市武里中野734番地53　鶴巻方
債務者　冨田　義和
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
埼玉県春日部市武里中野734番地53　鶴巻方
債務者　冨田　美紗
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３３５号
埼玉県春日部市谷原３丁目18番地12　ロイヤルハイツ101号
債務者　片倉　敏彦
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番４―1004号
債務者　諸橋　孝明
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
埼玉県吉川市大字保494番地１　渋谷荘201号
債務者　小杉　隆勇
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３４３号
埼玉県越谷市大字袋山1182番地４、旧住所埼玉県越谷市伊原２丁目13番７号
債務者　西浦　一美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
埼玉県草加市新里町739番地
債務者　君島　三男
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
埼玉県八潮市大字新町145番地２　八潮パインハイツ206号
債務者　佐伯　英雄
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係